

令和2年度宮内庁調達改善計画の年度末自己評価結果（概要）

1 一者応札の改善

（取り組み）

- （1）前年度に一者応札であった案件について、受注能力がある事業者を調査し、事業者への入札案内を積極的に行う。
- （2）一般競争入札に関して、入札公告を開庁日12日間以上公告する。
- （3）一者応札が継続している案件について、仕様内容の精査を行う。受注可能な事業者が1者であると想定される場合には、公募に移行することを検討する。

（結果）

前年度に一者応札であった案件のうち、8件の入札案件が複数者応札に改善した。
前年度の一者応札案件は43件であったが、令和2年度は26件に減少した。

2 指名競争入札の改善

（取り組み）

- （1）事業者の受注能力を事前に把握し、応札意思のある事業者を指名することで、入札辞退事業者を抑制し、競争性を高める。

（結果）

前年度と比較して辞退事業者の抑制が見られ、応札率が向上した。

3 調達改善に向けた審査・管理の充実

（取り組み）

- （1）一者応札案件について、事業者へのヒアリングや調達案件の特殊性等を調査した上で要因分析を行い、一覧表を作成し、庁内において共有する。

（結果）

一者応札案件の一覧表を作成し、庁内に共有した。事業者へのヒアリングや特殊性等の調査を行い、次年度に向けて対応策の検討を図った。

4 電力調達、ガス調達の改善

（取り組み）

- （1）関西官署における低圧電力及びガス調達の競争契約への移行に努める。

（結果）

関西官署における低圧電力について、職員が常駐していない事務所等もあり、供給量の少ない案件が多いため、一つにまとめても純利益が乏しいと判断される場合には、事業者側が入札参加を敬遠する要因となることから、競争に付す案件となり得るか、検討を継続する。